



埼玉県報

第 2 4 1 2 号
平 成 2 4 年 8 月 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム開発業務委託に関する落札者等の公示\(入札企画課\)](#)
- [物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [志木都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [水源地域の区域の案の縦覧\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業上里西部地区\(区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(春日部県税事務所\)](#)
- [県道所沢青梅線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第871号中訂正\(人事課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブどりーむらいふ
- 三 代表者の氏名
早船 勝己
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市戸塚東三丁目三十八番二十三号リバーハイツ 一〇三号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県川口市戸塚を拠点に、地域住民に対し、気軽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者の育成をして、個々のニーズに応じた的確な指導が出来る体制を整え、各種文化サークルを創設運営する等の事業を行い、地域住民の生涯スポーツ活動の促進と、スポーツだけでなく、文化的な活動により青少年の健全な育成を図り、地域コミュニティの活性化等の公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンガーディアンズ
- 三 代表者の氏名
管 信利
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町五丁目十三番二十二号（B一〇二号室）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域・一般市民・企業・行政機関に対し、環境保全や温暖化対策、生物多様性等に係る環境の諸問題等に関する総合的な事業を提言・実践し、次世代の為の豊かな環境の創出を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日中倶楽部
- 三 代表者の氏名
伊藤 信男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市西青木五丁目二番四十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日中両国の国交に民間レベルで経済交流や文化交流等に関する事業を行い、相互理解に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太極道協会
- 三 代表者の氏名
林 義雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市八潮五丁目十八番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八潮市民及び周辺住民に対し、どなたにも、いつでもどこにでも毎日自由に参加できる太極拳教室を開催し、楊家太極拳の忠実な伝承を理念に活動するなかで、人々の夢健康、友好、そして平和を願う心が叶えられるよう支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かしの実
- 三 代表者の氏名
田中 茂
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字小泉二百四十四番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオーいずみ

三 代表者の氏名

稲川 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町四丁目六番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害等を持つ方が地域社会において自立と社会参加を実現するために必要な事業を行い、地域住民の福祉の増進に寄与又は理解を広める活動を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人パワーフィールド
- 三 代表者の氏名
安野 裕子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市明戸四百六十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や児童、障害者に対し、「ふれあいと健やかな生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 落札金額
132,522,495円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年4月3日

告示

埼玉県告示第千八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十五年度及び平成二十六年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	物品等の種類
イ 物品の販売	OA機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具 室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車輜・船舶・バイク・自転車 自動車 用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工艺品 看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料 ・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資材 ・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨
ロ 物品の買受け	鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機器 その他の買受け
ハ 物品の賃貸	OA機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 （屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車輜・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機

	<p>二 印刷の請負</p>	<p>ホ 電子計算に関する業務</p>	<p>へ 建築物の管理に関する業務</p>	<p>ト 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役員業務</p>
<p> 械器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金物類 部材・材料品 その他百貨 </p>	<p> 一般印刷 シール・ラベル印刷 フォーム印刷 封筒印刷 その他印刷 製本 </p>	<p> データエントリー ファシリテイ・マネージメント ソフトウェア等セットアップ システム分析 システム開発（汎用機系） システム開発（PC・CSS系） ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシステム運用・保守 GIS関連業務 画像処理関連業務 CAD/CAM関連業務 インターネットシステム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業務 データベースサービス その他電算業務 </p>	<p> 1 管理業務 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消毒 駐車場管理 2 運転業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備 電話交換 3 点検・検査業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃 給排水衛生設備 ガス設備 浄化槽保守点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備 4 廃棄物処理業務 一般廃棄物 産業廃棄物 </p>	<p> 催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設営業務 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務 </p>

庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー プ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調 査業務 世論調査業務 広報紙新聞折り込み及び配布 業務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 県施設に おける中央材料室業務 その他業務
--

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

(1) 売上額

(2) 経営規模

(-) 自己資本の額

- (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
 - (3) 経営状況
 - (-) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
 - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
 - (5) 営業期間
 - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
 - (7) 障害者雇用状況
 - (8) 環境配慮状況
- 八 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、イに定める資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
 - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
 - ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
 - ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
 - なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
 - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）
 - (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐

人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

(5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

(6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

(7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

(9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

(10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）

(11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）

(12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

(13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクシヨン21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

(14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

(15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）

(16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

(17) その他知事が必要と認める書類

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成二十四年九月三日から平成二十五年二月二十日までの間に定期受付を行う。

なお、平成二十五年四月一日から平成二十七年二月二十日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成二十七年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

へ 電話番号又はファクシミリ番号
ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

又 登録、免許、許可等に関する事項

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ⁽¹⁾又は口のいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十

四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勸

告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成二十六年度中に別に告示する。

告示

埼玉県告示第千八十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十四年六月一日

三 委託期間

平成二十四年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成二十四年六月一日

三 委託期間

平成二十四年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千八十九号

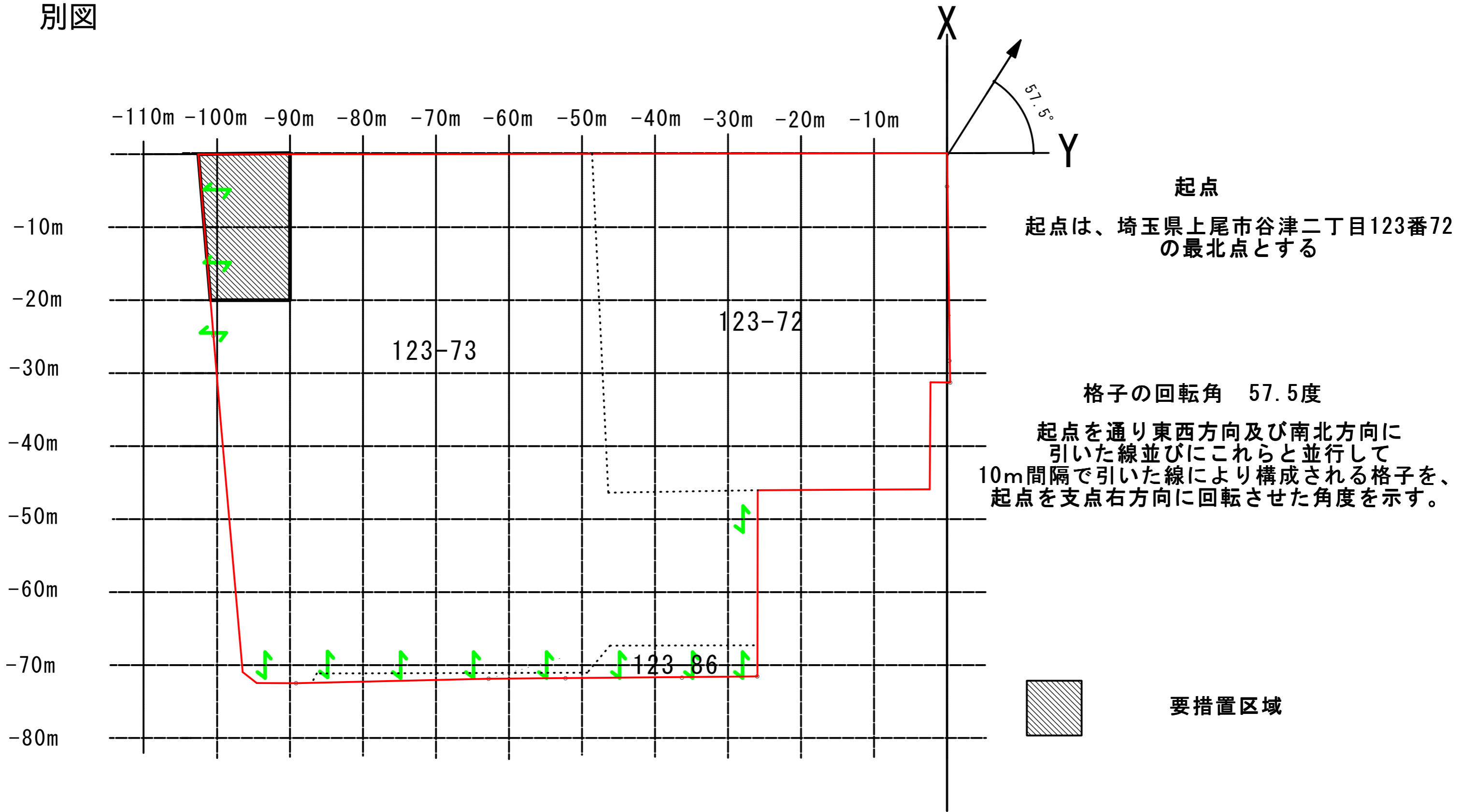
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市谷津二丁目百二十三番七十三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素およびその化合物
- 三 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第九十号

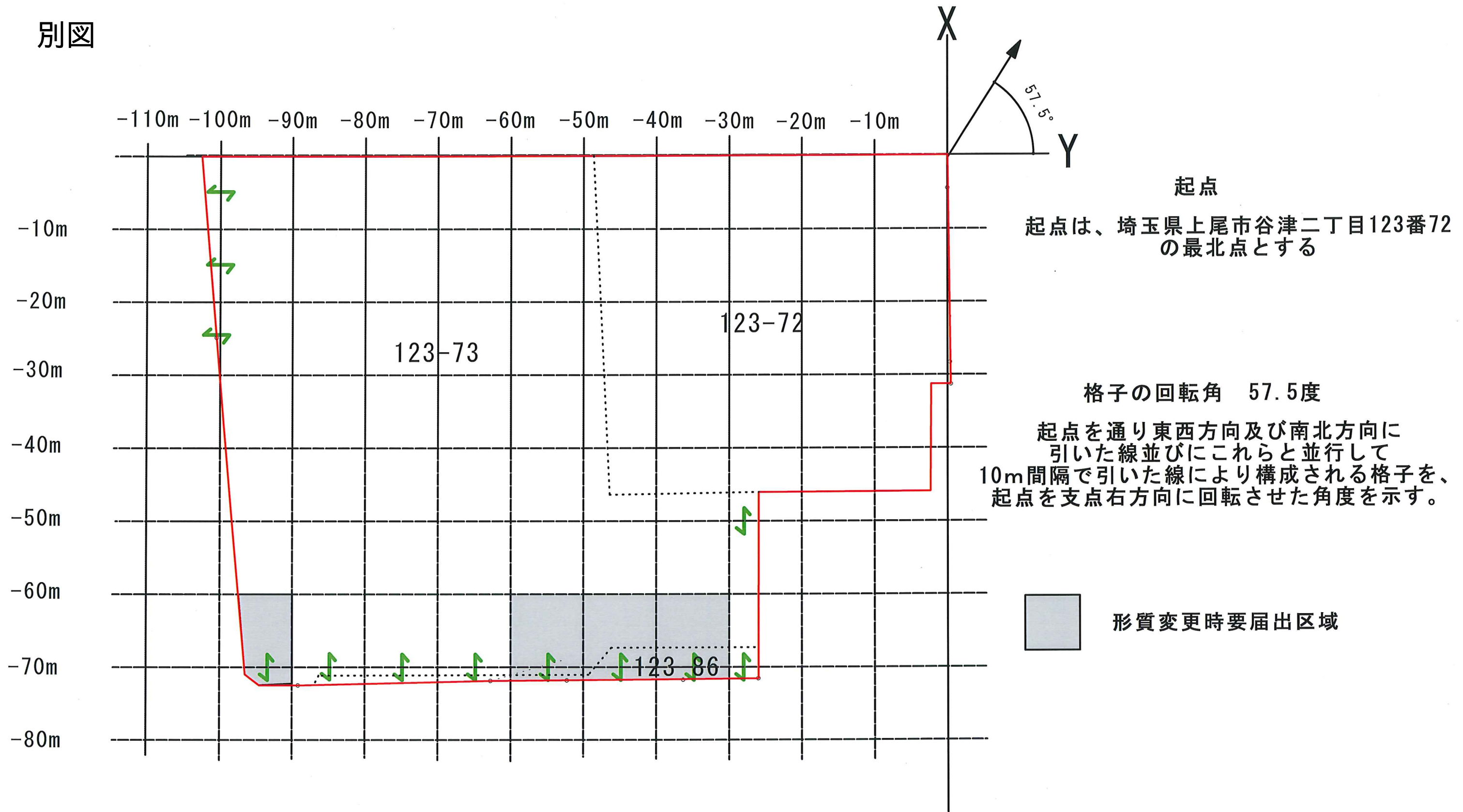
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市谷津二丁目百二十三番七十三の一部及び百二十三番八十六の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二の一部、六十九番三の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、九十四番十五の一部、二百二十六番二の一部、二百二十七番一の一部、二百三十三番三の一部）

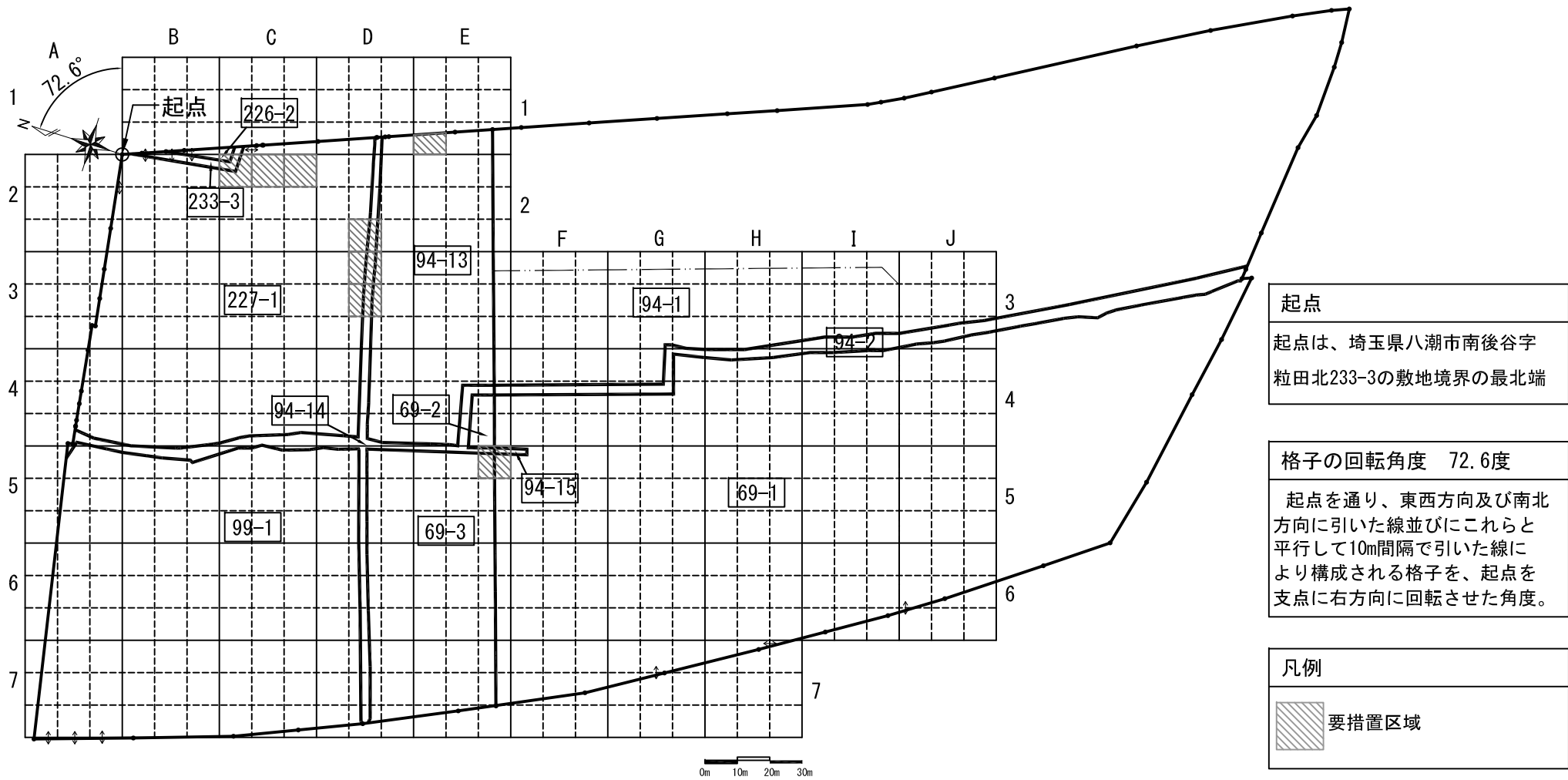
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー一・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン及び六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置


地下水の水質の測定

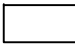
別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 72.6度
 起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、起点を
 支点に右方向に回転させた角度。

凡例
 要措置区域

 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告 示

埼玉県告示第九十二号

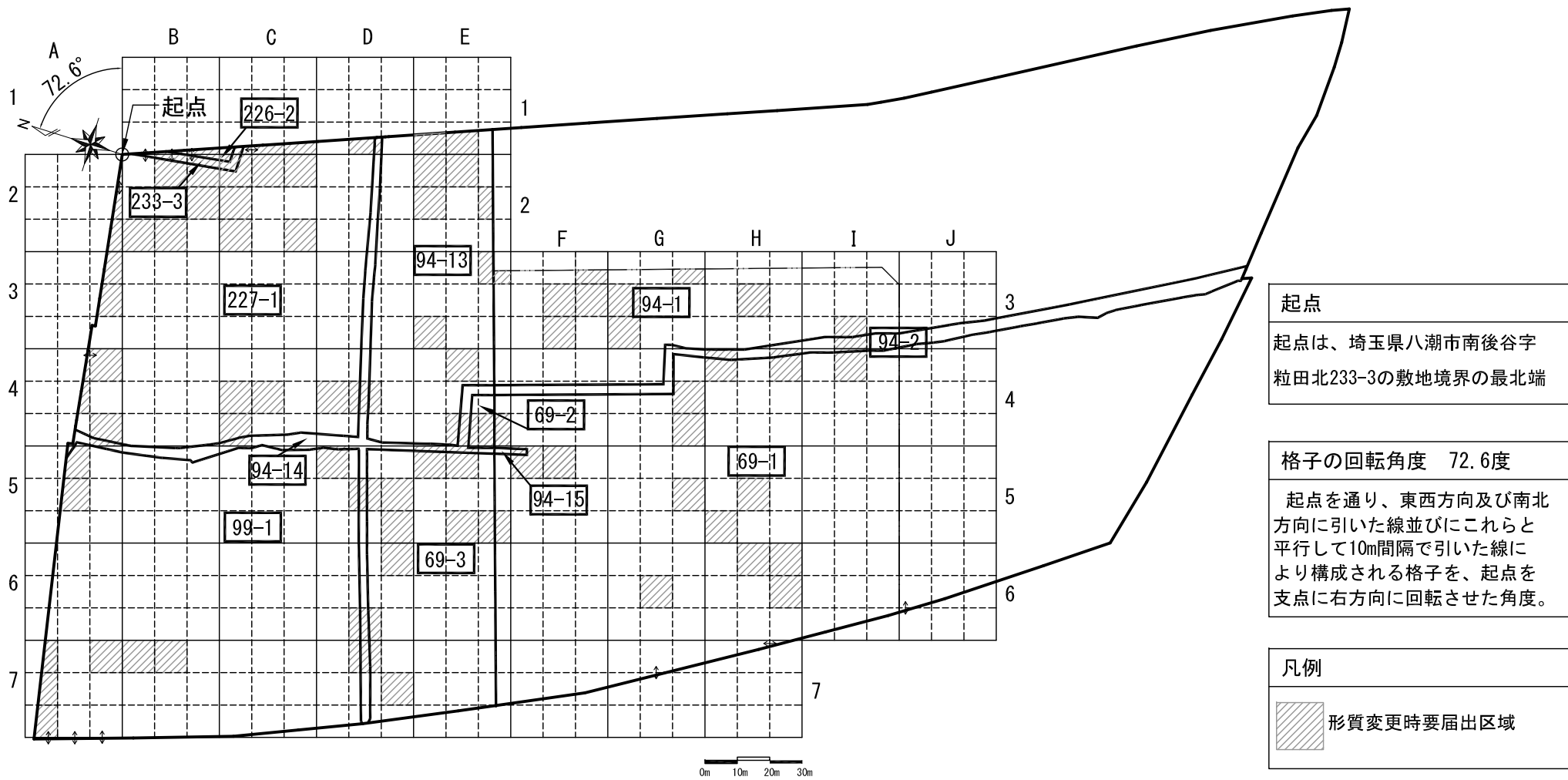
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二の一部、六十九番三の一部、九十四番一の一部、九十四番二の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、九十四番十五の一部、九十九番一の一部、二百二十六番二の一部、二百二十七番一の一部、及び二百三十三番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物


別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 72.6度
 起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、起点を
 支点に右方向に回転させた角度。

凡例
 形質変更時要届出区域

 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告 示

埼玉県告示第九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市南町二千三百六十九番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

形質変更時要届出区域の所在地：戸田市南町2369番1(地番表示)

《起点》

起点は、戸田市南町2369番1(地番表示)の最北端とする。

《格子の回転角度：0.3°》

格子の回転角度は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子の起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

凡例



形質変更時要届出区域



調査対象地



区画の統合



30m格子 境界線



単位区画 境界線

区画表示方法

1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子内単位区画番号

1

2

3

A

B

C

起点

N

0.3°

2369番1

10m
30m

10m

30m

告 示

埼玉県告示第九十四号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千九十五号

埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十二号）第六条第一項の規定により、水源地域を指定したいので、同条第三項の規定により、水源地域の区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 水源地域の区域の案

市町村	大字
秩父市	伊古田、浦山、太田、大宮、小柱、上影森、久那、黒谷、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、栃谷、堀切、別所、蒔田、山田、上吉田、下吉田、吉田阿熊、吉田石間、吉田太田部、吉田久長、大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贄川、荒川日野
飯能市	赤沢、吾野、阿須、井上、岩渕、大河原、落合、上赤工、上長沢、上名栗、上畑、上直竹下分、上直竹上分、唐竹、苧生、北川、久須美、小岩井、小瀬戸、坂石、坂石町分、坂元、下赤工、下直竹、下名栗、下畑、白子、高山、虎秀、長沢、永田、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、中山、原市場、飯能、平戸、南、南川
本庄市	児玉町秋山、児玉町飯倉、児玉町稲沢、児玉町河内、児玉町元田、児玉町小平、児玉町塩谷、児玉町高柳、児玉町太駄、児玉町宮内
日高市	北平沢、高麗本郷、清流、高岡、新堀、山根、横手
毛呂山町	阿諏訪、大谷木、小田谷、権現堂、宿谷、滝ノ入、毛呂本郷

越生町	上野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大満、龍ヶ谷、津久根、堂山、成瀬、西和田、如意、古池、麦原
嵐山町	鎌形、志賀、千手堂、遠山、平澤
小川町	青山、飯田、靱負、笠原、上古寺、木部、木呂子、腰越、下里、下古寺、勝呂、中爪（字内洞、字菖蒲沢、字東野平に限る。）、原川、増尾
鳩山町	熊井、須江、高野倉、竹本
ときがわ町	大附、大野、梶平、雲河原、五明、関堀、瀬戸元上、瀬戸元下、田黒、田中、玉川、西平、馬場、番匠、日影、別所、本郷、桃木
横瀬町	芦ヶ久保、横瀬
皆野町	大淵、金崎、金沢、上日野沢、国神、下田野、下日野沢、野巻、三沢、皆野
長瀬町	井戸、岩田、風布、長瀬、中野上、野上下郷、本野上、矢那瀬
小鹿野町	飯田、伊豆沢、小鹿野、河原沢、三山、下小鹿野、長留、般若、日尾、藤倉、両神薄、両神小森
美里町	白石、円良田
神川町	池田、上阿久原、下阿久原、新宿、二ノ宮、矢納、渡瀬
寄居町	秋山、折原、風布、金尾、桜沢、末野、立原、西ノ入、鉢形、藤田、三品、寄居
東秩父村	大内沢、奥沢、坂本、白石、御堂、皆谷、安戸

ただし、右のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域は除く。

二 水源地域の区域の案の縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課 埼玉県川越農林振興センター 埼玉県秩父農林振興センター 埼玉県寄居林業事務所	平成二十四年八月三日(金)から同月十六日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前九時から午後四時三十分まで)

告 示

埼玉県告示第千九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業上里西部地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年八月六日から

平成二十四年九月三日まで

二 縦覧場所

上里町役場

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年八月三日

埼玉県春日部県税事務所長 橋本 政二

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
東産業株式会社	内田 康信	埼玉県草加市北谷二丁目二番十四号	平成二十四年七月三十一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

<p>所沢青梅線</p>	<p>路線名</p>
<p>目一二六二番地一地先 番地三地从先から同市三ヶ島五丁目一二六二</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年八月三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル 延長六五・</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十日

指令川建セ第二三〇一〇九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年七月二十七日

川建セ第二四〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字清水七三三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上横田七三三番地

清水 則尚

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年一月六日

指令川建セ第二三〇〇九三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年七月二十七日

川建セ第二四〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字式拾九耕地一六九九番一、一六九九番五、一

七〇〇番一、一七〇〇番貳

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見一七〇〇番地

山崎 信生

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年一月五日

指令川建セ第二三〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年七月三十一日

川建セ第二四〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字芝沼字八幡一ニ一番三、一ニ〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字芝沼一ニ〇番地

内野 裕一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年七月二十四日

指令越建セ第二三〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十四年七月二十七日

越建セ第二一二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百十八番四、千九百十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千九百十八番地四

中村幹夫

埼玉県春日部市大枝八十九 武里団地九一一二〇三

中村泰司

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年八月三日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量(単価契約)

以下の物品ごとに入札に付する。

- | | | |
|---|---------------|----------|
| ア | 水道用ポリ塩化アルミニウム | 9,063 トン |
| イ | 水道用液体塩素 | 808 トン |
| ウ | 水道用次亜塩素酸ナトリウム | 874 トン |

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(詳細は入札説明書による。)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場(詳細は入札説明書による。)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要に基づき入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局
水道管理課水質担当 川崎 博康 電話 048-830-7094 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月19日(水)午後5時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月19日(水)午後5時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室
なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成24年9月20日(木)午前10時00分

(イ) 水道用液体塩素 平成24年9月20日(木)午前10時30分

(ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成24年9月20日(木)午前11時00分

(5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7038 (直通)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。

ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成 24 年 8 月 24 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3 (1) の場所に郵送（書留郵便又は簡易書留）により提出する。

イ 入札者は、3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話 048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号) に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

a) Polyaluminium Chloride 9,063 tons

b) Liquefied Chlorine 808 tons

c) Sodium hypochlorite 874 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. , 19, September, 2012.

(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. , 19, September, 2012)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Management Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7094

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成25年9月30日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 200床以上の病院における電子カルテシステムを含む医療情報システムの導入実績が3施設以上あり、かつ、小児病床を100床以上有する病院における電

子カルテシステムを含む医療情報システムの導入実績があること。

- (6) 厚生労働省電子的診療情報交換推進事業を推進する SS-MIX 普及推進コンソーシアムの会員であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書、仕様書及び仕様書（技術審査確認用）（以下、「入札関係書類」という。）の交付場所、紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札事務及び契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 数藤（すどう）・田村

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 仕様書要求事項適合証明書及び仕様書（技術審査確認用）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 医事・経営担当 鈴木・山下

電話048-758-1811（代表） ファクシミリ048-758-1818

- (3) 入札関係書類の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

ただし、ア、イの場合とも、仕様書及び仕様書（技術審査確認用）は上記(1)の交付場所で電子媒体により提供する。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月13日（木）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月12日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送による場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年9月13日（木）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年9月3日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Medical Information System

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., September 13, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 12, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年八月六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年八月七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他

正 誤

埼玉県告示第八百七十一号（平成二十四年六月二十六日第二千四百一号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

「十万四千五百三十円」

正

「十万四千七百三十円」

ページ 行

一 前から十

誤

「五万六千七百二十円」

正

「五万六千七百九十円」

ページ 行

一 前から十一

誤

「五万二千二百七十円」

正

「五万二千三百七十円」

ページ 行

一 前から十一

誤

「二万八千三百六十円」

正

「二万八千四百円」